

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、妻から、私が勤務先を退職した後、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行ったこと、申立期間を含め夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したことを聞いているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後各10人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、A市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金検認カードに記載された国民年金保険料の納付日等の状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、昭和47年6月頃に行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、オンライン記録及びA市の国民年金保険料検認一覧表を見ると、昭和46年4月から厚生年金保険の被保険者となった平成5年7月1日までの国民年金保険料は納付済みであり、当該期間のうち、保険料の検認月が確認できる期間の保険料は、全て納期限内に検認されている。

さらに、申立人の妻は、国民年金保険料を25年納付しないと老齢年金を受給できないこと、2年分の保険料を遡って納付できることを知り、一歳年上の申立人が60歳までに受給要件を満たすよう考え、夫婦二人分の保険料を遡ってまとめて納付した旨供述しているところ、i) オンライン記録を見ると、申立人夫婦に係る昭和46年度の保険料が納付済みとなっており、前述の加入手続が行われた時期から判断すると、同年度の保険料は過年度納付されたものと考えられること、ii) 申立人の妻が納付したとする金額は、申立期間及び同年

度に係る二人分の保険料額の合計とほぼ一致していること、iii) 申立期間直後の昭和46年4月から申立人が60歳に到達するまでの保険料を全て納付しても、国民年金の保険料納付済期間が25年に達しないこと、iv) A市の国民年金保険料検認一覧表を見ると、申立人夫婦の保険料は、同一月に検認されており、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことがうかがえることなどから判断すると、申立人の妻が申立期間を含めた45年4月から47年3月までの保険料を過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、夫が勤務先を退職した後、自治会から国民年金の加入を勧められたので、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。

また、申立期間を含め夫婦二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後各10人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、A市の国民年金被保険者名簿及び同市の国民年金検認カードに記載された国民年金保険料の納付日等の状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、昭和47年6月頃に行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、オンライン記録及びA市の国民年金保険料検認一覧表を見ると、昭和46年4月から厚生年金保険の被保険者となった64年1月5日までの国民年金保険料は納付済みであり、当該期間のうち、保険料の検認月が確認できる期間の保険料は、全て納期限内に検認されている。

さらに、申立人は、国民年金保険料を25年納付しないと老齢年金を受給できないこと、2年分の保険料を遡って納付できることを知り、一歳年上の夫が60歳までに受給要件を満たすよう考え、夫婦二人分の保険料を遡ってまとめて納付した旨供述しているところ、i) オンライン記録を見ると、申立人夫婦に係る昭和46年度の保険料が納付済みとなっており、前述の加入手続が行われた時期から判断すると、同年度の保険料は過年度納付されたものと考えられること、ii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間及び同年度に係る二人

分の保険料額の合計とほぼ一致していること、iii) 申立期間直後の昭和 46 年 4 月から申立人の夫が 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付しても、国民年金の保険料納付済期間が 25 年に達しないことなどから判断すると、申立人が申立期間を含めた 45 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について、国民年金保険料の未納期間及び免除期間とされている。

しかし、私が20歳になった頃、父親又はその妻が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。また、私は、申立期間のうち国民年金保険料の免除期間とされている昭和48年4月から50年3月までの期間について、免除申請を行った記憶が無く、父親及びその妻が私の申立期間の保険料を納付してくれたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親又はその妻が、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付してくれた旨供述しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、申立人の父親及びその妻から聴取したが、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

また、A市が申立期間当時に作成した国民年金被保険者名簿、同市が昭和60年4月30日付けで電算システムにより作成した「国民年金被保険者名簿」及びB町（現在は、C町）の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記録は見当たらず、当該被保険者名簿等の申立期間に係る記録は、オンライン記録と一致しており、行政機関の記録管理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の父親及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 949 (事案 141 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月から 33 年 8 月 19 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和 30 年 7 月に就職した A 事業所での勤務期間のうち、申立期間の加入記録が確認できないとの回答だったので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回の申立てに当たり、新たな資料は無いが、申立期間も A 事業所で勤務していたことは事実なので、再度、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立ての事業所は廃業しており、当時の事業主及び申立人が記憶する同僚等は既に死亡しているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、ii) 同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらないこと、iii) 同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、有力な供述は得られなかったこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 20 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、新たに連絡先が判明した同僚を含め 10 人に照会したところ、回答が得られた同僚の供述等から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A 事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人から新たな資料等の提出は無く、上記の同僚 10 人のうち回答が得られた 7 人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、具体的な供述は得られなかった。

また、申立期間前から A 事業所で勤務していたと申立人が記憶する同僚 3 人のうち 1 人は、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の資格取得日(昭和 33 年 8 月 20 日)の約 2 か月前に被保険者資格を

取得しているほか、他の1人は、厚生年金保険の記録が見当たらないことから、申立期間当時、同事業所は、全ての従業員を雇入れと同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。